

**三田市民病院と済生会兵庫県病院の
再編統合による新病院整備事業に係る
環境影響評価事前配慮書
説明会報告書**

令和7年7月
＜三田市＞

1 説明会の概要

1.1 事業者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

事業者の名称：三田市

事業者の住所：兵庫県三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

代表者の氏名：三田市長 田村克也

1.2 対象事業の名称

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業

1.3 説明会の開催概要

(1) 説明会日程等の概要

【日程】

第 1 回：令和 7 年 5 月 14 日（水）19 時～20 時 00 分

第 2 回：令和 7 年 5 月 18 日（日）11 時～12 時 10 分

【会場名】

第 1 回：北神区文化センター 多目的ホール

第 2 回：三田市まちづくり協働センター 多目的ホール

【会場の所在地】

第 1 回：神戸市北区藤原台中町 1-3-1

第 2 回：三田市駅前町 2 番 1 号三田駅前一番館（キッピーモール）6 階

【会場の収容人員（参加者数）】

第 1 回：200 名程度（11 名）

第 2 回：270 名程度（12 名）

(2) 説明会資料配布日程・配布数

説明会資料は、説明会会場にて来場者に配布した。

配布部数は次のとおりである。

・ 第 1 回：11 部

・ 第 2 回：12 部

(3) 周知の方法

神戸市広報誌 KOBE（北区版）の令和 7 年 5 月号に、事前配慮書説明会の開催案内を掲載し、周知した（資料 1 参照）。

また、三田市南ヶ丘 2 丁目には、説明会の開催案内のチラシをポスティングした（資料 2 参照）。

2 説明会の実施結果

2.1 説明の内容

説明会資料「環境影響評価事前配慮書のあらまし」（資料3参照）の配布に加えて、スライドを使用しながら説明した。なお、縦覧中の環境影響評価事前配慮書3部を、会場にて閲覧できるように閲覧コーナーを設置した。

2.2 質疑応答の内容

環境影響評価事前配慮書について説明した後で、事業計画及び環境影響評価の内容について質問を受け付け、その都度質疑応答を行った。

その際の質疑応答の内容は、表1-1～表1-2、及び表2-1～2-4に示すとおりである。

(1) 第1回：北神区文化センター

表 1-1 質疑応答の内容 (1/2)

質疑	回答
(1) 造成に使用する土は、極力持ち出さない、持ち込まない、ということで良いか。	今後の設計により地盤高が決まるため現時点では決まっていないが、できるだけ敷地内で収めるように考えたい。やむを得ず処分しない土の持ち込みが生じる場合には、最小限にとどめるように努めてまいりたい。
(2) 環境影響評価の手続きについて、より詳細な内容の説明会等は予定されているのか。	今回の事前配慮書は計画が具体化する前に環境影響を抑えるための検討を行うものである。今後、第2類事業の判定手続きを行うが、事業特性や周辺の環境特性等を踏まえて、影響が少ないと神戸市が判断された場合には第2類事業として事後調査に移行する。なお、通常的环境影響評価手続きが必要となった場合には、各段階にて、「神戸市環境影響評価等の条例」に則り、説明会の開催等の手続きを進めることになる。
(3) 市道宅原線を拡幅することだが、拡幅はどこまで行うのか。	今後の開発協議によることになるが、病院事業で必要な範囲は拡幅を予定している。
(4) 豪雨などの災害に備え、造成・工事時の沈砂池の整備はどのように考えているのか。	仮設沈砂池については、事業者として、安全に、且つ近隣環境への影響に配慮しながら整備しなければならないと考えている。
(5) 下水道との接続がどのように行うのか。	現在、事業実施区域は、市街化調整区域であり、公共下水道は接続されていないが、今後、公共下水道に接続していただくために下水道区域への編入に向け関係機関と協議を進めている。

表 1-2 質疑応答の内容 (2/2)

質疑	回答
(6) 農業用水路について、どのように配慮するのか。	事業実施区域の地下を通るパイプラインについては、現状の把握を行い、営農に支障が生じないように付け替え工事を行う予定である。
(7) 事業実施区域内に高低差が生じると通院時に使いにくいものになるが、どの程度か。	高低差については、まだ決まっておらず、病院棟の位置も含めて、今後の設計において決定する。
(8) 埋蔵文化財による影響により、工事が止まることはあるのか。	事業実施区域の北側は埋蔵文化財包蔵地とされており、今後、試掘調査を行うように調整を進めている。試掘調査の結果、本発掘調査が必要になるのか否か、その後の対応を兵庫県・神戸市の文化財担当部局と調整していく。
(9) 動物や植物への影響も決して小さくはないということだが、その辺りの対策についてどう考えているのか？	事業実施区域内には自然地もあり、一定の影響はあるが、現時点において希少種がいるなどの懸念されるような状況は見られていない。その状況も含めて、今後、神戸市の環境影響評価審査会のご意見を踏まえて対応していくことになる。

(2) 第2回：三田市まちづくり協働センター

表 2-1 質疑応答の内容 (1/3)

質疑	回答
(1) 病院の進入路については、新たに市道宅原線を整備して、そこから進入する計画とのことだが、市道宅原線は 176 号線までの道路全体で整備が必要であると思うが、市道宅原線の整備についてどのように考えているのか。	宅原線については、交通の負荷が一定量かってくると考えており、どのような拡幅が必要なのかは、今後、関係機関と協議を進めていく中で決まってくるものとする。 また、病院への進入路についても、現時点の計画としては、宅原線からの乗り入れを予定しているが、他にも設置することになるのかは、今後、関係機関と協議を行い、調整・整備していく。
(2) 南側の山林について、残すのであれば買収する必要は無いのではないかと。また、この山林は三田市が管理するのか。	残置する南側の山林部分は、開発行為にあたって森林法の規定により、残置する基準が定められており、一定の面積を残さなければならないことになっている。 また、この山林は三田市の事業用地として取得することになるため、将来的に三田市で管理する必要がある。
(3) PET-CT を導入すると、放射性物質により土地が汚染されることになるが、周囲の農業者の同意は得ているのか。	PET-CT の整備予定は無く、放射性物質による汚染の心配もありません。
(4) 埋蔵文化財は、現時点でまだ確認できていないのか。	事業実施区域の北側は埋蔵文化財包蔵地とされており、今後、試掘調査を行うように調整を進めている。試掘調査の結果、本発掘調査が必要になるのか否か、その後の対応を兵庫県・神戸市の文化財担当部局と調整していく。
(5) 事業実施区域内の農地は、農業用水のパイプラインがあるという話を聞いているが、確認をしているのか、また、影響への配慮はどうか。	事業実施区域の地下を通るパイプラインについては、現状の把握を行い、営農に支障が生じないように付け替え工事を行う予定である。
(6) 大規模な開発であるため、十分な容量の調整地の確保が必要と考えるがどうか。	調整池は必要と考えている。その規模は、今後、関係機関と協議し、豪雨にも対応できるような十分な容量を確保できるように対応していく。
(7) 事業実施区域の計画地盤高の高低差はどのくらいあるのか。	高低差については、まだ決まっておらず、病院棟の位置も含めて、今後の設計において決定する。
(8) 事業実施区域の東側の通路は、事業実施区域の敷地外であるが、拡幅する計画はあるのか。 また、東側の道路には水路が、鹿の子台側まであるが、この水路に対する影響はどうか。	ご指摘の管理用道路と水路は、事業実施区域の敷地外になるが、本事業を行う中で、今後この通路の拡幅が必要かどうかを含めて、関係機関と協議を行っていく。 また、東側の道路には水路が、鹿の子台側まであるが、この水路に対する影響はどうか。

表 2-2 質疑応答の内容 (2/3)

質疑	回答
(9) 仮設沈砂池の水の放流先は鹿の子川ということでもいいのか。	仮設沈砂池の水の放流先は、事業実施区域に一番近接している鹿の子川になると思うが、この辺りの計画についても、神戸市の開発部局との協議の中で、地元の方への説明を踏まえながら、検討していきたいと考えている。
(10) 事業実施区域を含む地域は市街化調整区域であるため、公共下水道がないが、どこにつなげようとしているのか？	現在、事業実施区域は、市街化地調整区域であり、公共下水道は接続されていませんが、今後、公共下水道に接続していただくために下水道区域への編入に向け関係機関と協議を進めている。 また、本管が近くに通っているが、接続箇所についても協議により決定する。
(11) 説明会の開催について、神戸市環境影響評価技術指針に記載のように、参加者の理解を深められるように質疑応答に十分な時間を取ってほしい。	ご意見につきましては、今回の説明会だけではなく、あらましの最後のページに記載された期間で、受付をしているので、多様なご意見をいただければと思う。
(12) 神戸市環境影響評価技術指針では、工事計画において工法を書くように記載されているが、今回の工事計画では、一般的な内容しか書かれていないがいかがか。	工事計画の記載は、あくまで現時点のものであり、十分なものではない。いただいたご意見をできる限り踏まえて、工事計画を立てていきたいと考えている。
(13) 事業実施区域は、人と自然との共生ゾーンであることから、第2類の判定手続きを行わず、全ての環境影響評価手続きをしてほしい。	事業実施区域及びその周辺地域は、神戸市の条例に基づく「人と自然の共生ゾーン」であることも理解しており、三田市と神戸市で協議をさせていただく中で、地元のご理解も得ながら、選定している。なお、手続きについては、制度を所管する神戸市の関係部局とも協議・調整のうえ進めている。
(14) 事業実施区域の土地所有者の、事業に対する意見はどうなっているか？	事業実施区域の地権者の方からは、本事業に対してご協力していただけるという声をいただいている。 隣接農地の方も含めて、できるだけ周辺地域への影響がないよう配慮し、営農が続けられるよう、地域のみなさまの声を聞きながら、事業を進めさせていただきたいと考えている。
(15) 意見に対する回答は示されるのか。	環境影響評価の手続きでは、頂いた意見については、神戸市に提出し、環境影響評価審査会に諮ることになる。環境影響評価審査会で審議され、有識者からのご意見を踏まえて、こういった対応が必要となるのか、事業者に示されることになる。

表 2-3 質疑応答の内容 (3/3)

質疑	回答
(16)環境影響評価の住民説明会について、三田市では広報などで周知はされたのか？	神戸市環境影響評価等に係る条例に則り、神戸市より、説明会の周知の範囲について指示を受け、三田市では一部地域について周知を行っている。そのため、三田市全域が周知の範囲にはなっていない。

・資料 1 説明会広報資料（神戸市広報誌 令和 7 年 5 月号）

廣告

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院の整備予定地における環境影響評価（事前配慮書）にかかる住民説明会の開催

事業者 三田市

あいさつ

北神・三田地域の急性期医療を確保・充実するため、済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合による新病院整備に向けて、済生会兵庫県病院および神戸市と三田市が連携して取り組みを進めています。このたび、神戸市の環境アセスメント制度にもとづき、新病院整備予定地（北区長尾町宅原）における環境調査・予測・評価を皆さまにご説明します。

とき・ところ

【1回目】5月14日（水）19時00分～20時00分（予定）
会場：北神区文化センター（神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号）

【2回目】5月18日（日）11時00分～12時00分（予定）
会場：三田市まちづくり協働センター
（三田市駅前町2番1号三田駅前1番館キッピーモール6階）

※いずれの説明会も同じ内容になります。（予約不要・開始時刻の20分前から受付）

お問合せ

三田市総合政策部地域医療推進課（三田市けやき台3丁目1-1 三田市民病院内）
TEL 079-565-8620 FAX 079-565-8633

環境影響評価(事前配慮書)の住民説明会のご案内

神戸市北区長尾町宅原地域において、三田・北神地域の急性期医療を確保・充実するため、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院の整備計画を進めています。

このたび、神戸市の環境アセスメント制度にもとづき、新病院整備予定地(神戸市北区長尾町宅原)における環境への影響調査・予測・評価を周辺地域の皆さまにご説明いたします。

開催日時・場所

No	日時	会場	住所
1	5月14日(水曜日) 19時00分～20時00分	北神区文化センター 多目的ホール	神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号
2	5月18日(日曜日) 11時00分～12時00分	まちづくり協働センター 多目的ホール	三田市駅前町2番1号三田駅前1番館 キッピーモール6階

※いずれの説明会も同じ内容になります。

※予約不要・開始時刻の20分前から受付します。

【参考】環境影響評価とは

環境影響評価(環境アセスメント)とは、道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業などを行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるのかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政からの意見も聞きながら、より環境に配慮した事業とすることを目的とした仕組みです。



整備事業者
(新病院設置者)

三田市 担当:地域医療推進課

【TEL】079-565-8620

【FAX】079-565-8633

【E-mail】chiikiiryo@city.sanda.lg.jp

令和 7 年 5 月

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合 による新病院整備事業に係る

環境影響評価事前配慮書のあらまし

三田市

みなさまには、日頃から三田市政へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

三田市では、このたび、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合を図るため、新病院の整備事業を行うこととなりました。

新病院の整備事業を進めるにあたっては、「神戸市環境影響評価等に関する条例」（平成 9 年神戸市条例第 29 号）に基づく“宅地の造成（自然地の改変面積 5ha 以上）”の第 2 類事業の要件に該当することから、同条例に基づき、事前配慮書手続及び第 2 類事業の判定手続を行うこととなりました。

本あらましは、今回作成しました環境影響評価事前配慮書を要約したものです。環境影響評価事前配慮書では、現時点の事業計画に基づき、周辺環境への影響について、簡易な調査・予測・評価を行い、早期の段階から環境への配慮に関する観点を事業計画に取り入れてまいります。

事業を進めるにあたっては、環境影響評価事前配慮書に記載しました環境への配慮事項等を確実に行之、周辺地域の生活環境や自然環境に十分配慮し、環境への影響を極力低減するよう努めてまいります。

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業について

1. 事業の目的

三田市民病院は、平成 7 年に現在の位置に開院して以来、救急医療を中心とする急性期医療に重点を置き、“市内の急性期医療さいごの砦”として、市民の命を守る役割を担ってきました。

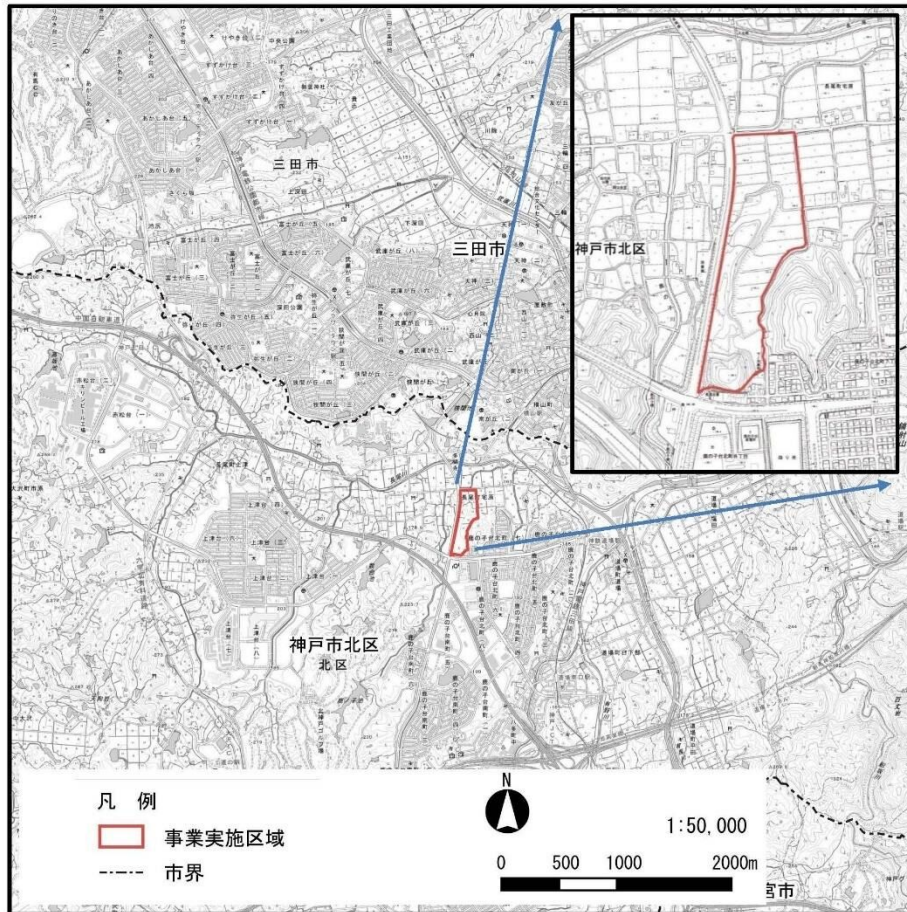
また、済生会兵庫県病院は、平成 3 年に現在の位置に開院して以来、救急医療、小児医療、周産期医療への取り組みに重点を置き、北神地域の中核病院として地域の住民の命を守る役割を担うとともに、神戸市内唯一の地域周産期母子医療センターを持つ医療機関として、神戸市域を超え、広域で重要な役割を果たしてきました。しかし、両病院ともに現在は、高齢化のさらなる進展に伴う疾病構造の変化や医療技術の高度化への対応、新専門医制度や医師の働き方改革による医師の確保、施設の老朽化への対応等、多くの課題を抱えています。

こうした中、令和 3 年 6 月に三田市と神戸市で共同設置した「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」では、三田・北神地域において必要な急性期医療を将来にわたって確保していくためには、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合が最も望ましく、設置場所については両病院の中間地点が望ましい、との報告を受けました。これを受け、令和 4 年 6 月には、三田市民病院（三田市）、神戸市、済生会兵庫県病院の三者による協議を踏まえ、三田市は「三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本方針」を策定し、再編統合に向けた三者の役割等についての方向性を示しました。また、同年 12 月に三田市は「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に関する基本構想」を策定し、それぞれの役割分担、財政負担、整備候補地や新病院に関する基本的な事項を示しました。

さらに、三田市は令和 7 年 2 月に「新病院基本計画」を策定し、これまで両病院が担ってきた三田・北神地域の中核病院としての診療機能を発展・向上させるとともに、安定的かつ継続的に良質な急性期医療を提供し、さらには、地域医療にかかわる人材育成の拠点病院としての役割を果たせるよう、再編統合による新病院の整備を目指します。

2. 事業実施区域（新病院の整備予定地）の位置

新病院の整備を予定する事業実施区域の位置は、“①両病院の道路上の中間地点付近であること”、“②緊急輸送道路として指定されている一般市道北神中央線沿いであること”、“③病院施設を整備することができる面積を一体で確保することができること”の3つの条件を満たす場所として、下図に示す神戸市北区長尾町宅原 3850 番地他を選定することになりました。



（国土地理院発行の「電子地形図 25,000」、神戸市発行の「都市計画図 1/2,500」を加工したものです。）

事業の種類

本事業における「神戸市環境影響評価等に関する条例」に基づく、事業規模の要件は次のとおりです。

- ・ 宅地の造成（第2類事業※：自然地の改変面積 50,000m²以上）

※「第2類事業」…

環境影響評価手続を必ず実施すべき第1類事業に対して、より小規模な事業規模の要件を設定し、第2類事業として、事前配慮手続と事後調査手続は実施するが、環境影響評価手続については事業の位置・規模・内容等によってその要否を事業ごとに判定します。判定の結果、環境影響評価手続が必要と判断された場合は第1類事業と同様の手続を行い、不要と判断された場合には事後調査手続に移行します。

事業の規模

本事業の計画内容は下表に示すとおりです。

項 目	計画内容
敷地面積	約 76,000 m ² （自然地の改変面積：約 64,000 m ² ）
建築面積	約 10,000 m ²
延床面積	約 41,000 m ²
病 床 数	425 床（ピーク時の医療需要に対応するための必要数）
診 療 科	35 診療科（三田市民病院・済生会兵庫県病院の提供診療＋新規 12 診療）
病 院 棟	6 階～8 階（検討中）
駐 車 場	約 1,300 台
そ の 他	・病院棟以外の施設…駐輪場、院内保育所を想定。 ・上下水道…利水は上水道を利用。生活排水等の排水は公共下水道に接続を検討中。雨水排水は雨水貯留槽（調整池）を設置し、事業実施区域北側の長尾川支川に排水を検討中。 ・地下水の熱源利用…施設の省エネ化等のため導入を検討中。 ・公共交通機関の利用促進策…定期バス運行、シャトルバス運行を検討中。

事業の計画案（複数案の内容）

本事業の計画案は、以下に示す 2 案について検討しました。

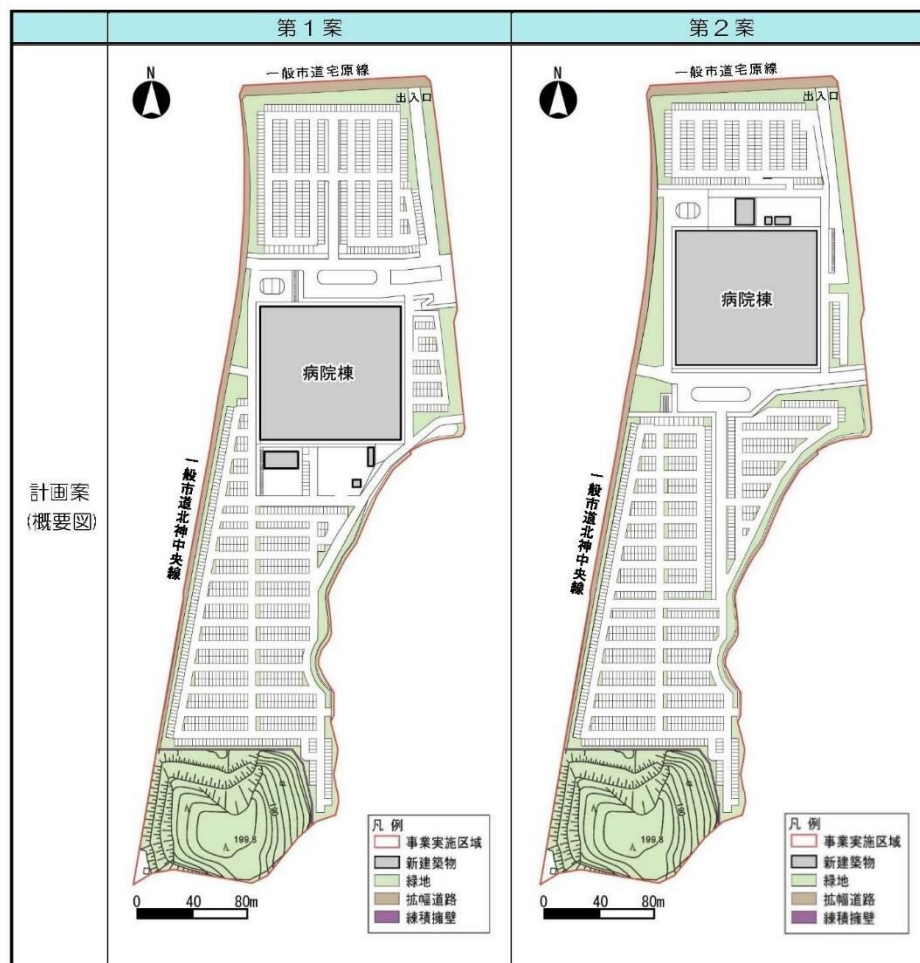
なお、事業の計画案は今後の事業進捗状況により変更する可能性があります。

	第 1 案	第 2 案
計画案	【両案共通事項】 ・事業実施区域の南側（一般市道長尾線）沿道にある、まとまった樹林地（保存森林）を保存します。 ・施設関係車両等^注は、事業実施区域北側の一般市道宅原線を拡幅整備し、一般市道宅原線からの出入口を設けます。 ・救急車及びバスは、一般市道北神中央線からも直接出入できるように検討します。 ・中高層建築物となる病院棟は、敷地境界からは離隔をもって配置します。 ・北側駐車場の地下に調整池を整備します。 ・造成地の中央に病院棟を配置します。 ・病院棟の北側にロータリーを配置します。 ・職員用駐車場は、病院棟の南側に配置します。	・病院棟は第 1 案よりも 60m 程北寄りに配置します。 ・病院棟の南側にロータリーを配置します。 ・職員用駐車場は、病院棟の北側と南側に分散させて配置します。

注）「施設関係車両等」とは、施設供用時の利用者、施設関係者（職員の通勤、業者）の出入りによる車両、救急車等の緊急車両及びバスを指します。

土地利用の用途別面積とその割合

土地利用の用途	第 1 案	第 2 案
新建築物	約 10,000m ² （13.2%）	約 10,000m ² （13.2%）
緑 地	約 8,300m ² （10.9%）	約 9,500m ² （12.5%）
道路整備	約 2,200m ² （2.9%）	約 2,200m ² （2.9%）
その他	約 46,400m ² （61.0%）	約 45,200m ² （59.4%）
保存森林	約 9,100m ² （12.0%）	約 9,100m ² （12.0%）



事業の工事予定

区分 \ 年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
用地調査・取得						
建築設計						
造成・外構工事						
建築工事						★

注) 1: 事業の進捗状況により変更する可能性があります。
2: ★印=開院

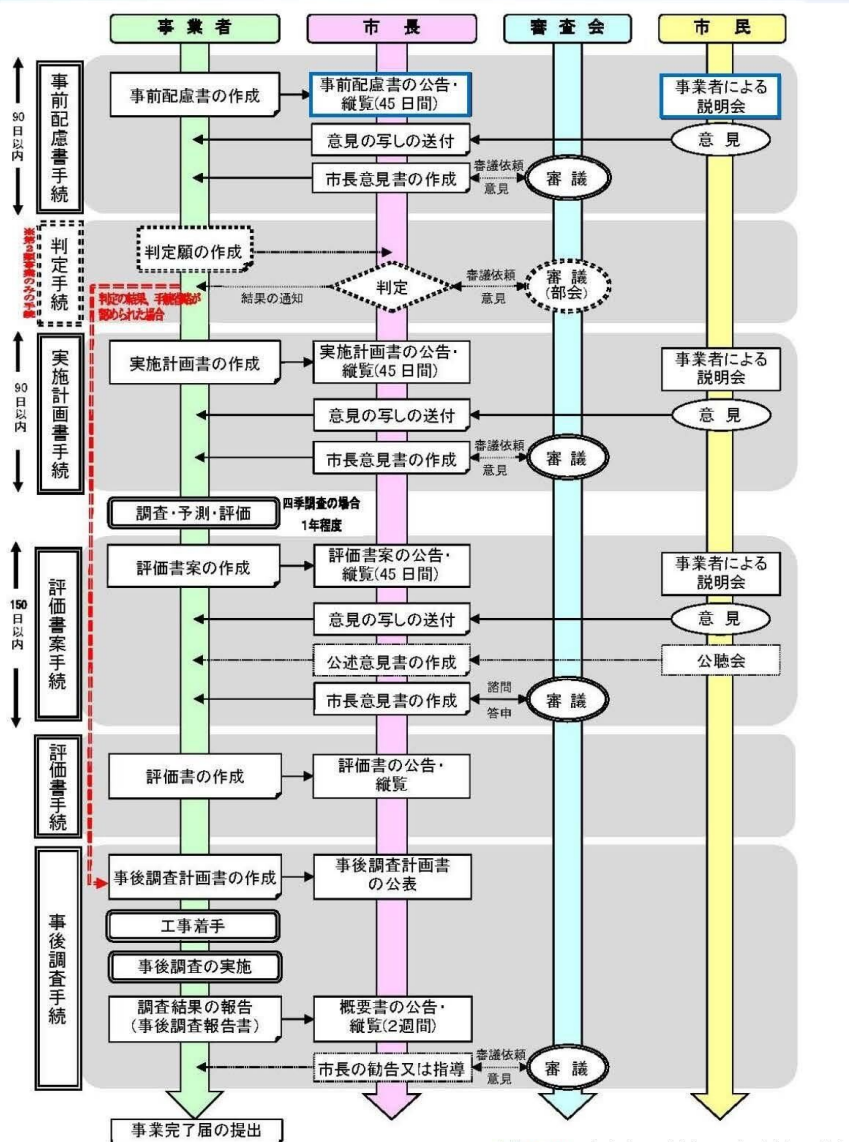
環境影響評価について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、大規模な事業を行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者自らが事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表し、一般の方々や地方公共団体等からの意見も聴きながら、より環境に配慮した事業としていくための仕組みです。

今回公表しました環境影響評価事前配慮書は、初期の段階における事業計画に基づき、複数の計画案を設定し、それぞれの案について簡易な調査・予測・評価を行い、比較検討することで、環境に配慮した事業計画に繋げていこうとするものです。

現在、事前配慮書手続の最中であり、今後は、市民意見及び神戸市長意見を受け、第2類事業の判定手続を受ける予定です。

神戸市環境影響評価制度の手続きの流れ



事前配慮の内容

本事業の事業計画の策定にあたり、「神戸市環境影響評価等技術指針」（平成 25 年、神戸市）に基づき検討した事前配慮の内容は、以下に示すとおりです。

項 目	事前配慮の内容（(1)基本的配慮）
周辺土地利用との調和	- 事業実施区域の選定にあたっては、既存及び計画中の工場等の立地状況に配慮するとともに、幹線道路等の騒音・振動等が問題とならないよう、病院棟の配置にあたっては、幹線道路から離隔を確保して配置します。 - 施設供用時に大気汚染、騒音の大規模な発生源となる施設は設置しません。また、場内車路や駐車場の配置については、事業実施区域周辺の生活環境等の保全対象に配慮します。 - 施設供用時の排水は公共下水道に接続することにより、直接公共用水域には排水しないようにすることを検討中です。また、熱源等として地下水を汲み上げて利用する場合は必要最小限の量とし、リチャージウェル※を設置して地下水利水への影響の軽減を図ります。 - 事業実施区域内の自然地（樹林地）を可能な限り保存し、周辺の自然環境との調和に努めます。また、事業実施区域北側の埋蔵文化財包蔵地内における土地の掘削等を抑えた計画とし、文化環境との調和に努めます。
改変面積の最小化	事業実施区域内南側の自然地（樹林地）の保存とともに、現況地形を考慮した造成計画により、土工量バランスに配慮して、建設発生土量及び受入土量を抑えた計画とします。
項 目	事前配慮の内容（(2)自然環境の保全）
影響の回避・低減	- 事業実施区域内南側の自然地（樹林地）は保存することにより、周辺の自然環境への影響の低減、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、まとまりのある緑地の保全、良好な緑地・水辺等の適正な保全、動植物の生息・生育基盤や里地的景観資源となるよう努めます。 - 事業実施区域内で保全すべき希少種等が確認された場合には、実行可能な範囲で工法、施設配置等の再検討を行い、影響の回避・低減に努め、それらが困難な場合には、必要に応じて代償措置を行います。 - 可能な限り現況地形を考慮した造成計画を検討し、表土の保全に努めます。 - 施設配置を工夫することにより、樹林等の伐採を最小化するよう努めます。
修復・代償的措置	- 事業実施区域内において緑化を行う場合には、現存及び潜在自然植生に配慮して植栽樹種を選定します。 - 事業実施区域内に新たに緑地や水辺を整備する場合には、現存する植生や自然素材等の利用により、生物生息環境の形成に努めます。 - 事業実施区域内南側の自然地（樹林地）は保存することにより、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、生物の移動空間・経路の確保等に努めます。
生物生息空間の再生・創出	事業実施区域内南側の自然地（樹林地）を保存するとともに、必要に応じて成木や苗木の植栽に努めます。
項 目	事前配慮の内容（(3)生活環境の保全）
環境への負荷の抑制	- 施設の稼働による大気汚染物質の発生、騒音・振動、悪臭が問題となる設備は設置しません。また、騒音の発生源となる場内車路や駐車場の配置については周辺の居住環境等への影響の低減に努め、大気汚染物質の発生が見込まれる施設関係車両等の敷地内利用時にはアイドリングストップの実施により、排水については公共下水道への接続を検討することにより発生負荷量の抑制に努めます。 - 工事の実施については、工事の準準化や排出ガス対策型建設機械の採用、工事関係車両のアイドリングストップ、散水、仮設沈砂池等の設置、騒音・振動対策工法の採用、低騒音型・低振動型建設機械の採用等の配慮により、周辺の居住環境等への大気汚染物質、水の濁り、騒音・振動の影響の低減に努めます。 - 公共交通機関の利用促進等により、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めます。 - 工事の実施に伴って発生する伐採草木、コンクリート廃材、アスファルト廃材は、可能な限り再資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、建設副産物（建設発生土等）の排出量の抑制に努めます。

※「リチャージウェル」…

地下水の揚水に伴う地下水位の低下や枯渇に関連した被害を軽減し、もしくは防止することを目的として、揚水した地下水を、仮設の井戸から地盤内に注入して地下水位の回復を図る方法を指します。

項 目	事前配慮の内容（(3)生活環境の保全）
緩衝施設帯の整備	事業実施区域の自然地（樹林地）を可能な限り保存することにより、周囲への緩衝機能の維持に努めます。
道路・上下水道等の整備計画との整合	- 施設関係車両（新病院の利用者、職員等の車両）の出入口は幹線道路には設けず、新たな進入路を整備します。 - 施設の供用にあたっては、公共交通機関でのアクセス性向上が図れるよう、鉄道駅等からのシャトルバスの運行等について検討します。 - 水源は上水道とし、一部エネルギー効率の向上を図るため地下水を熱源として利用することを検討します。また、施設供用時の排水は、公共下水道に接続することを検討します。雨水の排水は、雨水貯留槽を設置し、豪雨時の流出量増大を抑制します。
その他	- 駐車場等は透水性舗装を採用し、雨水貯留槽の設置により地域の水循環の保全・回復に努めます。 - 地下水脈に及ぶ掘削工事にあたっては止水壁を打設し、必要に応じてリチャージウェルにより還流を図ります。また、熱源として地下水を利用する場合においても、利用後は地下水脈への還流を図り、地下水位変動の影響軽減に努めます。

項 目	事前配慮の内容（(4)快適環境の保全・創造）
都市景観・農村風景の保全・形成	- 施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努めます。 - 敷地内の造成範囲には、季節感を感じられる植栽を施す等、景観に配慮した緑化等に努めます。 - 取付け車路沿道等にも植栽を施すとともに、敷地内に歩道や緑地等の適正配置に努めます。
文化的・歴史的資源の保全	事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地について、工事により遺跡が確認された場合は文化財担当部局と協議し適正に保全等の対応を図ります。
自然と触れ合える緑や水辺の保全・創造	- 緑地・歩道等のスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生きものの生息環境への配慮に努めます。 - 事業の実施にあたり、河川改修は行いません。
その他	中高層建築物となる病院棟の配置は、事業実施区域周辺に生じる新たな日影をできる限り抑えることとし、風環境の変化の程度も問題とならないように保全対象から離隔をもって配置します。

項 目	事前配慮の内容（(5)地球環境保全への貢献）
二酸化炭素排出量の抑制	- 地下水の熱を利用したエネルギー効率の高い冷暖房などの空調システムや医療機器の導入等により、エネルギー利用効率の向上に努めます。また、医療において二酸化炭素を取り扱う場合には外部漏洩を防ぐ等の措置を講じます。 - 事業活動に伴う車両の選定にあたっては、電気自動車、天然ガス自動車等の低公害車の導入に努めるとともに、低公害車普及のための基盤整備への協力を努めます。 - 敷地内における建物の配置・形状の検討にあたっては、自然の光や風の効果的な活用に努めるとともに、建物の断熱構造化、地下水熱源の利用の検討等により省エネルギー化に努めます。 - 太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、地下水熱源の利用等に努めます。
廃棄物の再資源化、再生資源の利用	- 工事の実施に伴って発生する伐採木やコンクリート廃材、アスファルト廃材は、可能な限り資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、省資源・循環型システムの形成に努めます。 - 建造物の材料選定にあたっては、可能な限り再生資源の利用に努めます。
水資源の有効利用	雨水を貯留・再利用するよう努めます。
その他	- 医療において二酸化炭素以外の温室効果ガスを取り扱う場合には、外部漏洩をできるだけ防ぐ等の措置を講じるとともに、オゾン層破壊物質の使用や排出抑制に努めます。 - 工事にあたっては、プレキャスト製品の使用等による熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用等、森林資源の保護に努めます。

環境影響評価の項目として選定した事項

環境要素の区分		環境影響評価要因		工事中		存在・供用時		
		造成・建設工事等	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関係車両等の走行		
大気質	造成、建設工事に伴う粉じん等	○						
	自動車交通に伴う汚染物質		○					○
騒音	建設作業騒音	○						
	自動車騒音		○					○
振動	建設作業振動	○						
	自動車振動		○					○
水質	水の濁り（SS）、汚染物質	○						
日照	日影時間			○				
植物	植生、植物相、重要な種又は群落	○						
動物	生息環境、動物相、重要な種	○						
生態系	上位性・典型性・特殊性の代表種、種多様性	○						
景観	景観資源の改変の程度、眺望景観等の変化			○				
文化環境	指定文化財、埋蔵文化財等	○						
廃棄物等	廃棄物等の種類及び発生量、処理体系、再生資源量等	○						
地球温暖化	温室効果ガス（二酸化炭素）					○		○

注）○：事前配慮段階環境影響評価項目として選定した項目

予測結果の概要

第1案及び第2案の事業計画に基づく、予測結果の概要は下表に示すとおりです。

項目	予測結果の概要(1)
大気質	【造成、建設工事等に伴う影響】 造成工事に伴う影響は、複数案による大きな差異は見られませんが、建設工事に伴う影響は、第2案の方が影響は小さくなると考えられます。また、事前配慮の内容の実施により、粉じん等の発生量は一定の低減が図られます。さらに、防じんシート又は仮囲いの設置、建設機械の過負荷運転防止の徹底等の環境保全措置の実施により、粉じん等の影響は、一層低減されるものと予測します。 【工事関係車両の走行に伴う影響】 複数案による大きな差異はなく、事前配慮の内容の実施により、粉じん等の発生量は一定の低減が図られます。さらに、車体、タイヤ洗浄の実施、建設発生土等の過積載の防止の徹底等の環境保全措置の実施により、粉じん等の影響は、一層低減されるものと予測します。 【施設関係車両等の走行に伴う影響】 周辺の市道における影響は、複数案による差異はなく、供用後の施設関係車両の交通量は、一般市道北神中央線において約1,760台・TE、一般市道長尾線において約850台・TE（一般市道市道北神中央線の長尾交番前交差点から長尾南交差点の区間は約3,450台・TE）と想定され、現況より約7～8%（長尾交番前交差点から長尾南交差点の区間は約15%）の増加が見込まれるため、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の寄与濃度は約7～8%（長尾交番前交差点から長尾南交差点の区間は約15%）高くなると予測します。なお、環境基準の達成に影響を及ぼすことはありません。 事業実施区域内の駐車場利用に伴う南南東側の住居等への影響は、第1案の方が影響は小さいものと予測します。
騒音・振動	【造成、建設工事等に伴う影響】 造成工事に伴う影響は、複数案による大きな差異は見られませんが、建設工事に伴う影響は、第2案の方が影響は小さくなると考えられます。また、事前配慮の内容の実施により、建設機械の稼働に係る騒音・振動の発生は一定の低減が図られます。さらに、敷地境界付近への機械配置の回避、過負荷運転の防止の徹底、定期的な建設機械の点検・メンテナンスの実施の徹底等の環境保全措置の実施により、建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響は、一層低減されるものと予測します。

項 目	予測結果の概要(2)
騒音・振動	【工事関係車両の走行に伴う影響】 複数案による大きな差異はなく、事前配慮の実施により、工事関係車両の走行に伴う騒音・振動は一定の低減が図られます。さらに、建設発生土等の過積載の防止の徹底、エコドライブの徹底、車両の整備・点検の徹底、公共交通機関の利用、相乗りの促進等の環境保全措置の実施により、工事関係車両の走行に伴う騒音・振動の影響は、一層低減されるものと予測します。 【施設関係車両等の走行に伴う影響】 周辺の市道における影響は、複数案による差異はなく、供用後の施設関係車両の交通量は現況より約7～8%（長尾交番前交差点から長尾南交差点の区間においては約15%）の増加が見込まれるため、騒音の音響パワーレベルは0.3dB程度（交通量増加が約15%の区間は0.6dB程度）増加すること、施設関係車両の大型車混入率は、現状の市道における値に比べて同程度以下と想定されること、EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、HV（ハイブリッド自動車）等の普及により自動車単体から発生する騒音の低減が見込まれること等を想定すると、将来の騒音・振動は現況を著しく悪化させることはないものと予測します。 駐車場の設置による騒音の影響は、いずれの案も現状を著しく悪化させるものではないと考えられますが、第1案の方が影響は小さいものと予測します。なお、振動については、小型車でかつ低速走行である駐車場での利用を考慮し、影響は小さいものと考えました。
水 質	【造成、建設工事等に伴う影響】 複数案による大きな差異はなく、事前配慮の実施により、水の濁りの影響は一定の低減が図られます。さらに、仮設沈砂池は放流先河川の水質保全の観点から適正な規模とすること、造成裸地の速やかな転圧、鉄板や養生シートによる被覆等による土砂流出の抑制、仮設沈砂池出口での水質監視、必要に応じて土砂流出防止柵の設置や凝集剤等の使用による環境保全措置の実施により、造成、建設工事に伴う水の濁りの影響は、一層低減されるものと予測します。
日 照	【施設の存在による影響】 冬至日の南中時（真太陽時における12時）の病院棟の影の長さは、いずれの案も事業実施区域の中におさまると予測し、日影時間が4時間を超えることはないものと考えられ、施設の存在による影響は軽微であると考えますが、第1案の方が北側の敷地境界までの距離を確保できることから、より望ましいものと考えます。
植 物・動物	【造成、建設工事等に伴う影響】 複数案による差異はなく、事業実施区域は、樹林地（主に竹林）、水田、草地環境等で構成される二次的な環境で、周囲には隣接して同様の環境が分布しており、水田等でみられるシャジクモやキキョウ等の重要な植物の生育環境、及びアカネズミ、ヤマドリ、アキアカネ、トノサマガエル等の重要な動物の生息環境の一部は改変されると予測しますが、事業実施区域以外の改変はほとんどありません。また、事業実施区域内南側の樹林地を可能な限り保存（樹林地の約30%を保存）することにより、周辺との連続性に配慮し、まとまりのある緑地の保全に努めることから重要な種及び生息環境への影響は小さいと考えます。
生態系	【造成、建設工事等に伴う影響】 複数案による差異はなく、事業実施区域は、植物・動物で示したような二次的な環境で、周囲には隣接して同様の環境が分布しており、生態系を構成する上位性種（タヌキ、サギ類等）、典型性種（ハト類、カエル類）の生育・生息基盤の一部は改変されると予測しますが、事業実施区域外の改変はほとんどありません。また、事業実施区域内南側の樹林地を可能な限り保存（樹林地の約30%を保存）することにより、周辺との連続性に配慮し、まとまりのある緑地の保全に努めることから地域生態系を構成する種への直接的な影響及び生育・生息基盤環境の変化は小さいと考えます。
景 観	【施設の存在による影響】 いずれの案においても、事業実施区域に景観資源は存在しないことから景観資源への影響はなく、複数案における病院棟の可視領域はほぼ同じであることから主要な眺望点の眺望景観に及ぼす影響の差異はほとんどないと予測します。
文化環境	【造成、建設工事等に伴う影響】 いずれの案においても、病院棟は埋蔵文化財包蔵地内に位置することとなりますが、第2案の方が、過去の埋蔵文化財発掘調査において、発掘された範囲に近づくことになるため、埋蔵文化財への影響（埋蔵文化財が現状変更されるリスク）が高くなる可能性があるかと予測します。
廃棄物等	【造成、建設工事等に伴う影響】 いずれの案においても、コンクリート塊等の廃棄物及び残土が発生し、それらの発生量は概ね同じであると予測します。また、残土の発生量は、複数案で異なる可能性はありますが、現時点では不明であり、敷地内で活用することで、残土の発生量を極力抑制する計画です。
地球温暖化	【施設の稼働に伴う影響・施設関係車両等の走行に伴う影響】 施設の稼働による温室効果ガスの発生量は、いずれの案も約4.121t-CO₂/年、施設関係車両の走行による温室効果ガスの発生量は、いずれの案も関係車両の台数及び走行距離は概ね同じと考えられることから、発生量も概ね同じと予測します。

総合評価

第1案及び第2案の事業計画に基づく、比較評価した結果は、下表に示すとおりです。

項 目			第 1 案	第 2 案
事業計画	造成範囲		事業実施区域南側の樹林地は保存し、これを除く範囲を造成範囲とすることは第 1 案、第 2 案とも共通です。	
	接続道路		施設関係車両等の接続道路は、一般市道北神中央線及び一般市道宅原線とし、一般市道宅原線を拡幅整備し、一般市道宅原線からの出入口を設けること、一般市道長尾線側には進入路を接続しないことは第 1 案、第 2 案とも共通です。	
	施設関係車両等の出入り		施設関係車両等の出入口は、一般市道宅原線から出入りする動線を主線とします。 救急車及びバスの出入口は、一般市道北神中央線側（病院棟の北西側及び西側）に別途専用口を設けることを検討中であり、一般市道宅原線からの出入口と合わせて 2 か所を設ける予定です。これらはいずれも第 1 案、第 2 案とも共通です。	
	病院棟の配置		造成範囲のほぼ中央に配置します。	第 1 案よりも約 60m 北寄りに配置します。
	駐車場の配置		一般利用者の駐車場は病院棟の北側をメインとし、一部東側にも配置します。 職員用駐車場は病院棟の南側に配置します。	一般利用者の駐車場は病院棟南側の病院棟近くに配置します。 職員用駐車場は病院棟の北側及び南側の病院棟から離れた位置に分散させて配置します。
環境要素	大気質	造成、建設工事等	△	○
		工事関係車両の走行	—	—
		施設関係車両等の走行	○	△
	騒音	造成、建設工事等	△	○
		工事関係車両の走行	—	—
		施設関係車両等の走行	○	△
	振動	造成、建設工事等	△	○
		工事関係車両の走行	—	—
		施設関係車両等の走行	—	—
	水質	造成、建設工事等	—	—
	日照	施設の使用	○	△
	植物	造成、建設工事等	—	—
	動物	造成、建設工事等	—	—
	生態系	造成、建設工事等	—	—
	景観	施設の使用	—	—
	文化環境	造成、建設工事等	○	△
	廃棄物等	造成、建設工事等	—	—
地球温暖化	施設の稼働	—	—	
	施設関係車両等の走行	—	—	

注) ○：影響の程度が他の案に比べて小さい。
△：影響の程度が他の案に比べてやや大きい。
—：影響の程度にほとんど差がない。

環境配慮上の重点事項

事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重要事項は、下表のとおりです。

項 目	環境配慮上の重点事項
土地の造成計画	・造成工事の実施にあたっては、事業実施区域内でできるだけ切土量、盛土量のバランスを図り、建設発生土の場外搬出量を抑制します。 ・受入土が必要な場合は良質な土砂に限り、意図しない有害物質の持込みを防ぎます。 ・造成工事関係車両が一時期に集中することのないよう、運行台数の平準化を図ります。 ・事業実施区域南側の一般市道長尾線に沿った地区に現存するまとまった樹林地は保存します。 ・造成工事にあたっては、仮設沈砂池を設置し、その出口において濁度を継続的に監視すること等により濁水の公共用水域流出を未然に防止します。 ・造成工事にあたっては、可能な限り排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械を採用するとともに、騒音や振動等の影響を低減するための工法を選定します。 ・強風時や非降雨時が続く場合など、土粒子の飛散防止対策として、散水等の措置を講じます。 ・植栽や造成法面の緑化等を行う場合は、潜在自然植生に配慮し樹種等を選定します。 ・植栽又は種子吹付を実施する場合は、特定外来種等が混入しないよう留意します。 ・事後調査等で重要な動物が確認された場合には避難経路が確保できるよう配慮しつつ施工にあたります。 ・造成工事等において埋蔵文化財が確認された場合は、文化財担当部局と協議し適切な措置を講じます。 ・伐採した草木は、バイオマス資源などとして有効利用することに配慮します。
建築工事計画	・建築工事に用いる機械は、排出ガス規制に適合した機種を採用し、低騒音、低振動型の機種の採用に努めます。 ・基礎工が地下水脈に及ぶ場合は、山留壁により止水し、必要に応じてリチャージウェルにより還流します。 ・工事にあたっては、プレキャスト製品の使用等による熱帯木材の使用削減を図り、木材を用いる場合は間伐材の有効利用等、森林資源の保護に努めます。
工事着工後の管理計画	・仮設沈砂池の出口において濁水の監視体制を構築します。（継続的な濁度の監視、定期的な浮遊物質（SS）の調査） ・豪雨発生時には随時巡視・点検を行います。（濁水の流出の有無の管理） ・保存する樹林地は必要に応じて間伐等の管理を行い、倒木や荒廃を未然に防ぐほか、必要に応じて多様な生物の生育・生息基盤となるよう関係者と協議を行います。 ・仮設沈砂池で堆砂が進んだ場合は、水草と水生生物を避難させたあとに、必要水量を確保できるよう池底を掘削します。 ・事業実施区域内で神戸版ブラックリストの外来生物を発見した場合は、同区域内で処分します。
施設計画	・事業実施区域の南南東側（一般市道長尾線沿線等）にまとまった住宅への生活環境上の影響を軽減する計画とします。 ・病院棟は、中高層建築物にあたることから、建築基準法の日影規制の内容を遵守するとともに、敷地境界の外側にできるだけ日影が生じないような配置とします。 ・駐車場は、場内渋滞を避けるため車両が1箇所に集中しない計画とします。 ・駐車場への出入口（車で病院へのアクセス）は、一般市道宅原線から出入りする動線を基本とし、沿線に住宅地や商業施設が多い一般市道長尾線からは直接出入できないようにします。 ・一般利用者の公共交通機関でのアクセス性向上のため、鉄道駅、その他公共施設からの路線バス、シャトルバス等の運行に向けて関係者と協議します。 ・施設からの排水は、公共用水域へ直接的に排水を行わないよう、公共下水道に接続することを検討中です。 ・再生可能エネルギー（太陽光、地下水熱（地中熱）等）の活用を図ります。 ・駐車場等の透水性舗装、雨水貯留槽の設置により、地域の水循環に貢献するほか、雨水の中水利用に努めます。 ・事業活動に伴う車両の選定には、電気自動車、天然ガス自動車等の導入に努めるとともに、充電設備の設置等の低公害車普及のための基盤整備への協力に努めます。 ・建造物の外観は、色彩や形状、材質等に配慮し訪れる人に安らぎが感じられるような景観形成を図ります。 ・街路樹、植込み等を整備する場合は季節感の感じられるものを選定し、景観に配慮します。

事前配慮の実施により期待される環境の改善に係る効果について調査する方法、その他

対象事業の実施による工事、存在、供用の各段階における環境の状況は、「神戸市環境影響評価等技術指針」（平成 25 年 4 月、神戸市）に準じて事後調査にて把握します。

事前配慮段階における環境配慮の内容の実施により、事業実施区域周辺への環境影響の程度は低減されるものと考えられますが、事業計画の熟度に係る不確実性や、植物、動物、生態系等の調査等に係る不確実性については、今後の手続きにおいて必要に応じて調査等を検討し、実施します。

環境影響評価手続きの予定

(1) 環境影響評価事前配慮書の縦覧

縦覧期間	令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 令和 7 年 6 月 20 日（金） 《土曜日・日曜日は除く》
縦覧場所	・神戸市北区役所地域協働課（神戸市北区鈴蘭台北町 1 丁目 9-1 ベルスト鈴蘭台 7F） ・神戸市北神区役所地域協働課（神戸市北区藤原台中町 1 丁目 2-1 北神中央ビル 6F） ・神戸市役所環境保全課（神戸市中央区磯上通 7 丁目 1-5 三宮プラザ EAST 2F）

注）神戸市環境保全課及び三田市の公式ウェブサイト上でもご覧になれます。

(2) 環境影響評価事前配慮書に対する意見書の受付

環境影響評価事前配慮書について環境保全の見地からの意見を有する方は、下記の要領で意見書を提出することができます。

提出先	◆持参・郵送・FAX・電子メールの場合 〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号 三宮プラザ EAST 2F 神戸市役所環境局環境保全課 【FAX】078-595-6256 【電子メール】assessment@city.kobe.lg.jp	◆意見送信フォームの場合 以下の 2 次元コードより ご提出ください。 
提出期限	令和 7 年 6 月 20 日（金）	
備考	《意見書に必要な記載事項》※任意の書式になります。 ①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 （法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ②意見書の提出の対象である環境影響評価事前配慮書の名称 ③環境の保全の見地からの意見、理由を簡潔に記載すること（日本語で記載）	

(3) 環境影響評価事前配慮書の説明会の開催

説明会の開催	【1 回目】 ・令和 7 年 5 月 14 日（水）19 時～20 時 会場：北神文化センター 多目的ホール 【2 回目】 ・令和 7 年 5 月 18 日（日）11 時～12 時 会場：三田市まちづくり協働センター 多目的ホール
--------	--

(4) 問合せ先

問合せ先	【新病院事業計画/説明会に関すること】 三田市役所総合政策部地域医療推進課 TEL 079-565-8620	【縦覧/意見書の受付に関すること】 神戸市役所環境局環境保全課 TEL 079-595-6217
------	--	--